

令和2年11月定例舞鶴市教育委員会会議録

開会日時 令和2年11月20日(金) 午後1時～午後1時30分

場 所 市役所別館 413 会議室

出席委員 奥水教育長 荻野委員 岸本委員 富川委員 内藤委員 堀尾委員

欠席委員 なし

事務局職員

浜野教育振興部長

植和田教育総務課長

秋原指導理事

鹿田教育総務課総務係長

森下学校教育課長

瀬野学校教育課主幹

飯田市民文化環境部地域づくり支援課長

1 開会

教育長 開会を宣告

2 令和2年10月定例教育委員会会議録 承認

教育長 会議録を会議に諮り、全員承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

事務局から教育長の主な活動に係る報告事項を資料に基づき報告

(質問・意見)

なし

(2) 各課報告

(教育総務課)

① 行事予定について

(学校教育課)

① 行事予定について

② 舞鶴市教育支援センター「明日葉」「いじめ相談室」10月の通級・相談等の状況について

- ③ 令和 2 年度 第 30 回舞鶴市小学生駅伝競走大会について
- ④ 令和 2 年度 第 73 回京都府中学校総合体育大会(京都府中学校駅伝男子・女子競走大会)について
- ⑤ 第 8 回舞鶴市PTA研究大会について

(地域づくり支援課)

- ① 行事予定について
- ② 「高齢者の外出・集い・交流の機会増進事業」(公民館等の施設使用料の軽減措置)の実施について

(質問・意見)

(堀尾委員)

多世代交流施設「まなびあむ」について。

高齢者団体が施設を利用する場合、使用料が軽減されるようだが、令和 4 年度以降も軽減されるのか。

(飯田地域づくり支援課長)

令和 3 年度、4 年度の軽減の実績を令和 5 年度中に検証し、令和 6 年度に見直すこととなっているため、令和 3、4、5 年度は使用料減免措置は継続されると考えている。

(岸本委員)

高齢者団体が施設を利用する場合、使用料をどれだけ軽減されますか。例えば高齢者が子どもと一緒に施設を利用した場合、子どもの費用は無料となるのか。

(飯田地域づくり支援課長)

高齢者が 3 分の 2 以上を占める割合の団体が施設を利用された場合、使用料は軽減される。高齢者団体が主催する行事などに、子どもさんが参加される場合、高齢者団体が借りた会場使用料が減額されるものであり、行事の参加に伴う材料費などは掛かってくるものと思われる。今回の施設使用料負担の軽減支援策についての詳細は、決まり次第お示しする。

4 議事

(教育長)

第 32 号議案、令和 2 年 11 月 20 提出の「専決処理の承認を求めることについて(専決第 6 号)」(令和 3 年度教職員人事異動の内申方針について)の上程について、説明をお願いする。

(瀬野学校教育課主幹)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定に基づき、令和 3 年度教職員

人事異動の内申を京都府教育委員会へ行うに際して、府の教職員人事異動方針に沿って舞鶴市教育委員会の「令和 3 年度教職員人事異動の内申方針」を、舞鶴市教育委員会基本規則第 10 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づき委員会に報告し、その承認を求めるもの。

(堀尾委員)

教科担任制の導入を見据えているとのことだが、その教科は何でしょうか。

(瀬野学校教育課主幹)

教科担任制の導入については、教科も含めて検討中である。

(教育長)

第 32 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

(教育長)

第 33 号議案、令和 2 年 11 月 20 日提出の「舞鶴市いじめから子どもを守る会議委員の委嘱について」の上程について、説明をお願いする。

(森下学校教育課長)

舞鶴市いじめから子どもを守る会議委員について、任期の満了に伴い、舞鶴市いじめから子どもを守る会議条例第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱するにあたり、舞鶴市教育委員会基本規則第 9 条第 1 項第 12 号の規定により、委員会の議決を求めるもの。

(教育長)

第 33 号議案を会議に諮り、全員異議無く承認。

5 その他

次回の定例教育委員会は、12 月 22 日(火)午後 2 時から開催することを確認

6 閉会

教育長 閉会を宣告

署 名

(教育長)

記 録